

くまもと広場ニスト制度実施要綱

制定 令和 5 年 7 月 3 1 日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、くまもと広場ニストを育成・認定し、官民協働による公共空間の継続的な利活用を促進することで、賑わいの創出と回遊性の向上を図り、もって中心市街地の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) くまもと広場ニスト 中心市街地（熊本市中心市街地地区活性化基本計画に示す中心市街地地域をいう。以下同じ。）の課題と中心市街地活性化の目標を把握し、地域をはじめとした多様な主体を主導する者であり、日常的な公共空間の利活用を行うなど、公共空間に新たな価値を生み出す企画・運営者であって、くまもと広場ニスト育成スクールを修了し、認定を受けた者をいう。
- (2) 公共空間 公園、広場、道路など、異なる立場や価値観をもつ人々誰もがアクセスできる空間をいう。
- (3) くまもと広場ニスト育成スクール（以下「スクール」という。） くまもと広場ニストの育成・認定を目的とした市主催の講座（実践を含む）をいう。
- (4) テスト利活用 本市が公共空間の継続的な利活用を目的とした事業を実施する際に、市がくまもと広場ニストに場所を提供し、くまもと広場ニストが企画・運営を行う公共空間利活用をいう。

(人材の育成)

第3条 市長は、くまもと広場ニストの認定に先立ち、人材を育成するためにスクールを実施する。

2 スクールの実施に関する事項は別に定める。

(認定申込等)

第4条 スクールの修了者は、くまもと広場ニスト認定申込書（様式第1号）を市長に提出することにより、くまもと広場ニストの認定申込みを行うことができることとする。

2 くまもと広場ニストに認定され、認定更新の申込みを行おうとする者は、第7条に定める期間の満了する前日までに、活動実績報告書（様式第2号）を前項における申込書に加えて市長に提出することで認定更新の申込を行うことができることとする。

3 くまもと広場ニストが、市の後援等を受けている場合は、熊本市の後援等に関する要綱に定める実施報告書を前項の活動実績報告書に代えることができる。

(認定等)

第5条 市長は、前条の規定に基づき認定若しくは認定更新の申込があった場合、申込者をくまもと広場ニストとして認定することができる。

2 市長は、申込者が次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合には認定をしないこととする。この場合においては不認定通知書（様式第3号）により申込者に対して通知するものとする。

- (1) 申込者が虚偽又は不正の手段により申込をしたとき。
- (2) 申込者が、法令違反、公序良俗違反、その他社会的信頼を損なうおそれがある活動を行っているとき。
- (3) くまもと広場ニストとしての活動を複数年連続して実施していないとき。
- (4) その他、市長がくまもと広場ニストとして不適当であると認めるとき。

（認定証の交付）

第6条 市長は、前条の規定により認定を行った者に対して認定証（様式第4号）を交付する。

（認定期間）

第7条 くまもと広場ニストの認定期間は、認定日の属する年の翌年8月末までとする。

2 前項の規定は第4条第2項、第5条に基づく再度の認定にあたっても同様とする。

（認定者の活用）

第8条 市長は、くまもと広場ニスト認定者の登録簿を整理し、地域団体や関係機関等へ情報提供を行う。

2 市長は、市が公共空間の継続的な利活用の促進を目的とする事業を実施するときには、くまもと広場ニストに情報を提供するとともに、テスト利活用の機会確保に努める。

（報告）

第9条 くまもと広場ニストは、第7条に定める認定期間の満了する前日までに、同期間のくまもと広場ニストとしての活動を活動実績報告書により報告することとする。

2 市長は、くまもと広場ニストとして認定された者が前項に掲げる期間中に活動実績報告書を提出しなかった場合は、報告書の提出を求めることができる。

（認定の取消等）

第10条 市長は、くまもと広場ニストとして認定された者が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定の取消しを行うことができる。

- (1) くまもと広場ニストから認定の取消しの申し出があったとき。
- (2) 認定者が虚偽又は不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (3) 認定者が、法令違反、公序良俗違反、その他社会的信頼を損なうおそれがある活動を行い、または行っているとき。
- (4) くまもと広場ニストとしての活動を複数年連続して実施していないとき。
- (5) 本要綱のほか、法令等により行う市の指示に従わないとき。

(6) その他くまもと広場ニストとして不適当であると認めるとき。

2 前項の規定により認定の取り消しを行う場合は、認定取消通知書（様式第5号）により通知することとする。

（庶務）

第11条 くまもと広場ニスト制度にかかる事務は、市街地整備課において行う。

（その他）

第12条 本要綱においては、書面又は電磁的方法をもって通知等を行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、くまもと広場ニスト制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係）

年（ 年） 月 日

くまもと広場ニスト（認定・認定更新）申込書
熊本市長（宛）

くまもと広場ニストの（認定・認定更新）のため以下のとおり申し込みます。

フリガナ	
氏 名	
生年月日	
スクール受講期間 (広場ニスト認定番号)	～ くまもと広場ニスト（第 号）
くまもと広場ニストとして 活動したい内容等	
具体的な活動計画予定	

※熊本市に後援又は共催を求める場合は、「熊本市の後援等に関する要綱」に定められる基準を満たし、同要綱に定める手続きをとる必要があります。

様式第2号（第4条第2項、第9条関係）

年（ 年） 月 日

活動実績報告書

熊本市長（宛）

報告者
所在地
認定番号 第 号
（連絡先： ）

以下のとおり、くまもと広場ニストとして活動を行ったため、報告いたします。

No.	日程	活動名称	実施内容	効果 (来場者数など)	添付
1				来場者数 _____ 人	☐ 写真 ☐ その他 ()
2				来場者数 _____ 人	☐ 写真 ☐ その他 ()
3				来場者数 _____ 人	☐ 写真 ☐ その他 ()
4				来場者数 _____ 人	☐ 写真 ☐ その他 ()
5				来場者数 _____ 人	☐ 写真 ☐ その他 ()

※以下の文言は提出時に削除すること
必要に応じて行を追加・削除して作成すること。
活動実績がない場合は、以下の事項を記載し事務局まで提出すること。（自由様式）
①氏名、②連絡先、③認定番号、④活動を行うことができなかった理由、⑤その他

様式第 3 号（第 5 条第 2 項関係）

年（ 年） 月 日

くまもと広場ニスト不認定通知書

年（ 年） 月 日付けで認定申込書をご提出いただきましたが、下記の理由により認定しないことといたしましたので通知いたします。

記

申込者	_____様
不認定理由	
備 考	

認定証

殿

あなたは、「くまもと広場ニスト育成スクール」の全課程を修了されました。

よって、くまもと広場ニスト（第_____号）として認定します。

今後、本市公共空間の利活用を促進するリーダーとして活躍されることを期待しています。

年（ 年） 月 日

熊本市長

年（ 年） 月 日

くまもと広場ニスト取消通知書

くまもと広場ニスト(第 号)として認定をした _____ 氏について、
下記の理由によりくまもと広場ニストの認定を取り消すことといたしましたので通知いた
します。

記

対象者	_____ 様 _____(第 号)
取消理由	
備 考	